

一般社団法人リボンズ定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人リボンズと称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を徳島県徳島市中洲町1丁目35番地の1に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は、女性に対する暴力、虐待及び性的搾取が深刻な状況にあることに鑑み、若年層の女性や子どもを中心とした被害者に対する支援活動を通じて、誰もが個人として尊重され、その生命、健康及び尊厳が脅かされることなく、安全に、安心して、自分らしく生きることができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 相談事業
- (2) 巡回事業
- (3) 一時的な生活場所の提供事業
- (4) 同行支援事業
- (5) 関係調整事業
- (6) 居場所づくり事業
- (7) 啓発事業
- (8) 支援者養成事業
- (9) 被害者支援のためのネットワーク形成事業
- (10) その他当法人の目的を達成するために必要な事業


第3章 社員

(法人の構成員)

第5条 当法人は、当法人の事業に賛同して入会した個人又は団体であつて、次条の規定により当法人の社員となった者をもって構成する。

(社員の資格の取得)

第6条 当法人の社員になろうとする者は、理事会が別に定める入社届により申込みをし、



その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 社員は、当法人の経費に充てるため、社員総会において別に定める額の会費を支払わなければならない。

(任意退社)

第8条 社員は、理事会において別に定める退社届を提出することにより、いつでも退社することができる。

(除名)

第9条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。この場合、当該社員に対し、当該社員総会の日から1週間前までに除名する旨を通知し、かつ、社員総会において弁明する機会を与えなければならない。

- (1) 当法人の定款、規則又は社員総会の決議に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(社員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総社員が同意したとき。
- (3) 当該社員が成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (4) 当該社員が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は社員である団体が解散したとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 退社したとき。

第4章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額

- (4) 計算書類等の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 社員総会は、定時社員総会として毎年5月に1回開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

- 2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議決権)

第16条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(代理)

第18条 社員は、他の社員を代理人として社員総会の議決権を行使することができる。この場合、当該社員又は代理人は、代理権を証明する書面をあらかじめ当法人に提出する。

2 前項の代理権の授与は、社員総会ごとに行う。

(議事録)

第19条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員の設定)

第20条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上7名以内

(2) 監事 1名以上2名以内

2 理事のうち1名を代表理事とする。

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等内の親族（その他当該理事と政令で定める特別の関係がある者を含む。）である理事の合計数が理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。

3 代表理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社

員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第26条 理事及び監事は、無報酬とする。

- 2 理事及び監事に対しては、費用を弁償することができる。この場合の基準については、理事会の決議を経て、別に定める。

第6章 理事会

(構成)

第27条 当法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第28条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事の選定及び解職

(招集)

第29条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(招集通知)

第30条 理事会を招集する者は、理事会の日の3日前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の経路を経ることなく、理事会を開催することができる。

(決議)

第31条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 理事会の決議について特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わることができない。
- 3 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）

- 第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

（事業年度）

- 第33条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

（事業計画及び収支予算）

- 第34条 当法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の決議を経て社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

（事業報告及び決算）

- 第35条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、第1号については定時社員総会に報告し、第3号及び第4号の書類については定時社員総会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

- 2 前項各号の書類及び監査報告については、定時社員総会の日の2週間前の日から5年間、主たる事務所に備え置く。

（剰余金の分配）

- 第36条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第8章 定款変更及び解散

(定款の変更)

第37条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第38条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第39条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第40条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第10章 補則

(細則)

第41条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

(定款に定めがない事項)

第42条 この定款に定めがない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令の定めるところによる。

第11章 附則

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第43条 当法人の設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

徳島県徳島市昭和町3丁目9番地の1

設立時社員 大谷 あおい

徳島県徳島市中洲町1丁目35番地の1

設立時社員 上地 大三郎

(設立時理事及び設立時監事の氏名)

第44条 当法人の設立時理事及び設立時監事の氏名は、次のとおりである。

設立時理事 大谷 あおい

設立時理事 谷 洋江
設立時理事 昼間 厚子
設立時理事 山橋 潔子
設立時監事 上地 大三郎

(設立時代表理事の氏名及び住所)

第45条 当法人の設立時代表理事の氏名及び住所は、次のとおりである。

徳島県徳島市昭和町3丁目9番地の1

設立時代表理事 大谷 あおい


(最初の事業年度)

第46条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和²年3月31日までとする。

以上、一般社団法人リボンズを設立するため、この定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

令和2年 2月29日

設立時社員 大谷 あおい 

設立時社員 上地 大三郎 

第46条中 1号訂正

